

法人会融資制度のご案内

群馬県法人会連合会では、平成 20 年 7 月より、会員向け融資制度「法人会融資制度」の取り扱いを行っています。「法人会融資制度」は、県内各法人会と県内の金融機関との連携により会員企業が提携金融機関から一般より優遇された条件で融資を受けることができます。法人会会員のメリットをぜひご活用ください。

提携金融機関

群馬銀行、東和銀行、アイオー信用金庫、館林信用金庫、高崎信用金庫、利根郡信用金庫、北群馬信用金庫、桐生信用金庫、しのめ信用金庫、群馬県信用組合、あかぎ信用組合、かみつけ信用組合、東群馬信用組合
(順不同・平成 20 年 7 月 1 日現在)

優遇内容

金利の優遇・取り扱い手終了の減免など、各金融機関により設定されております。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

お申込み条件

- ・群馬県内各法人会の会員企業であること
- ・法人会の年会費を完納していること
- ・その他、金融機関ごとに個別のお申込み条件がございます。

お申込み方法



- ①所属する各法人会に「会員証明書」の発行をお申し出ください。
- ②会員資格を確認の上、「会員証明書」を即時発行いたします（無料）。
- ③「会員証明書」を添付の上、融資を希望される金融機関にお申し込みください。
- ④金融機関において審査の上、融資実行の可否が決定されます。

※本制度において知り得た個人情報は、個人情報保護法に基づき厳重に管理し、本制度以外の目的で利用することは一切ございません。

ご確認事項

「会員証明書」は「法人融資制度」のご利用を希望される法人が各法人会の会員であることを確認して発行するものです。有効期限は発行日を含め 30 日です。

融資 1 件につき 1 枚お申し込みください。

融資条件や申し込みに必要な書類など、詳しくは各金融機関にご確認ください。

本制度は、ご融資を確約するものではありません。金融機関の審査によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

その他、ご不明の点は提携各金融機関・所属する各法人会及び群馬県法人会連合会の事務局にお問い合わせください。